

借用仕候一札之事

合錢弐百九拾貫七百八拾弐文

但シ戌之年より

卯之年迄差引

算用結

右之通り慥ニ借用仕候所実正ニ
御座候、然上者恵長太郎奉公銀ヲ
以壱ヶ年金五両宛無相違差入
可申候、為後日之借用証文依而如件

慶応三年

■ 野屋
(破損)

卯之六月日 吉兵衛 (印)

同受人 長太郎 (印)

□屋

佐兵衛殿

(裏書)

卯七月十四日

内拾五貫文 木屋左右衛門より受取

同十五日

内拾貫三百四拾文 当人より受取